

北いわて通年型周遊滞在促進業務

業務仕様書

令和 4 年 5 月

岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「北いわて通年型周遊滞在促進業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や契約に係る特記事項等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 業務の名称

北いわて通年型周遊滞在促進業務

(2) 目的

三陸沿岸道路全線開通や御所野遺跡の世界遺産登録を契機として、新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ観光消費及び県北地域への誘客を図るため、1年を通じた周遊・滞在を促進する。

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和5年2月28日まで

(4) 委託予定額

438千円以内（税込）

2 委託業務内容

(1) 委託業務内容

令和4年度県北広域振興局管内で実施予定のラリーイベントに係る連結企画の実施

(2) 連結企画の概要について

令和4年度県北広域振興局管内で予定されている以下の3種のラリーイベント（以下、3ラリーという。）の実施に併せて、各ラリーイベントで用意されている景品や賞とは別に「全ラリー制覇賞（仮称）」（以下、制覇賞という。）を新たに設け、3ラリー全てに応募した方は、制覇賞にも自動エントリーされる仕組みとして、抽選で景品を進呈するもの。

（令和4年度県北広域振興局管内で予定されているラリーイベント）

ア 岩手県沿岸地域におけるラリーイベント

- ・ 主催

岩手県沿岸広域振興局及び県北広域振興局

- ・ 内容

岩手県沿岸地域の道の駅や施設等を対象としたラリーイベント

- ・ 実施期間

令和4年7月1日（金）から令和4年10月31日（月）まで

- ・ 実施範囲

沿岸広域振興局管内及び県北広域振興局管内のうち久慈市、洋野町、野田村、普代村

- ・ 対象施設

実施範囲内に所在する観光施設等（ただし、道の駅を含むこと。）

イ 縄文関連施設を巡るスタンプラリー

- ・ 主催

岩手県県北広域振興局二戸地域振興センター

- ・ 内容

御所野遺跡を核とした縄文に関係する施設等を対象としたスタンプラリー

- ・ 実施期間

令和4年7月下旬から令和4年11月頃まで

- ・ 実施範囲
岩手県北広域振興局管内、秋田県鹿角地域、青森県八戸地域
 - ・ 対象施設
御所野縄文博物館、大湯ストーンサークル館、是川縄文館のほか、縄文に関連する観光施設等
- ウ 南部氏ゆかりの地を巡るスタンプラリー
- ・ 主催
北緯 40° ナニヤトヤラ連邦会議広域観光部会（事務局：八戸市役所商工労働観光部観光課（ただし、本スタンプラリーに関する事務局は岩手県北広域振興局））
 - ・ 内容
当連邦会議圏内に所在する南部氏ゆかりのスポットを巡るスタンプラリー
 - ・ 実施期間
令和4年8月中旬から令和4年11月30日（水）まで
 - ・ 実施範囲
岩手県北広域振興局管内、青森県三八地域県民局管内、青森県おいらせ町
 - ・ 対象施設
実施範囲内に所在する南部氏ゆかりの資料館や観光施設等

(3) 連結企画実施に係る具体的業務及び仕様等

ア ポスター制作

連結企画及び制覇賞について、周知するため、3 ラリーの対象施設で掲示するポスターを制作するもの。

(ア) ポスターの規格

ポスターは、A2（420 mm×594 mm）以上のサイズで片面カラー印刷とすること。部数は80部程度とすること。

(イ) 配布施設

ポスターは、3 ラリーの各参加施設（80か所程度）に配架すること。

(ウ) ポスターデザインについて

ポスターデザインは、連結する3 ラリーを明示したうえで適正なデザインとすること。また、適宜、各ラリー事務局とポスター制作に係るデータ等のやり取りを行うこと。

(エ) 納品予定時期

令和4年8月中旬まで（なお、納品時期については、岩手県と別途調整すること。）

イ 情報発信

連結企画及び制覇賞について、広く周知するため、タウン情報誌等で広告を掲載するなど、効果的な情報発信を行うもの。

ウ 制覇賞応募者の管理及び抽選

(ア) 各ラリーの応募者情報の授受及び制覇賞応募者の管理

制覇賞応募者を取りまとめるため、各ラリー事務局から各ラリー参加者の氏名、住所、性別等の情報を受領し、制覇賞応募者を管理すること。

(イ) 制覇賞当選者の選定

3 ラリーの実施期間終了後、制覇賞応募者の中から、当選者を公正な方法で選定すること。

※ なお、個人情報保護の観点から、各ラリー事務局との応募者情報の授受に関しては、十分に注意したうえでやり取りし管理すること。また、受領した応募者情報に関しては、本業務以外に使用しないこと。

エ 景品購入及び当選者への景品発送

制覇賞当選者に進呈する景品を購入し、当選者へ発送すること。

(ア) 景品について

景品は、県北地域に再び足を運んでもらえるような内容のもの（県北地域の宿泊施設の利用割引券、温泉の回数入浴券等）とすること。

(イ) 当選者数について

制覇賞の当選者数は、20組以上とすること。

(4) その他

事業効果を高める企画があれば、予算額の範囲内で提案すること。

3 留意事項

契約にあたっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。

4 事業実績報告書

この事業が終了した後、令和5年2月28日までに、事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、提出すること。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その際、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、5(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、5(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって、受託者から県に移転するものとする。その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(5) **機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(6) **個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

6 その他

- (1) 本業務の執行にあたっては、随時岩手県と協議を行うこと。
- (2) この仕様書に記載のない事項については、岩手県と受託者で協議の上、取扱い等を決定すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、感染拡大防止のための措置を講じる必要がある場合には、本業務を変更（延期を含む）又は中止することがある。その場合、委託者と協議の上、契約を変更し、必要に応じて委託料を精算するものとする。